

第7章 悪臭

(1) 悪臭調査

悪臭の発生するおそれのある事業所の煙突その他の気体排出施設からの排出物を対象に、特定悪臭物質の機器分析及び官能試験法による測定を行っている。平成21年度は、有機化学工業製品製造業及び自動車部品製造業の2ヶ所の調査を実施している。

表 7-1-1 特定悪臭物質の機器分析結果

有機化学工業製品製造業			自動車部品製造業		
測定日		2号規制との比較	測定日		2号規制との比較
H22.2.17		-	H22.3.3		-
トリメチルアミン	0.01 未満	○	硫化水素	0.07	○
プロピオンアルデヒド	0.01 未満	○	プロピオンアルデヒド	0.02	○
酢酸エチル	1 未満	○	イソブチルアルデヒド	0.01	○
トルエン	1 未満	○	トルエン	1 未満	○
キシレン	1 未満	○	キシレン	1 未満	○

※単位：m³N/h

表 7-1-2 官能試験による調査結果

	有機化学工業製品製造業	自動車部品製造業			
		排出口 1	排出口 2	排出口 3	排出口 4
臭気指数	21 (34)	44 (29)	34 (34)	35 (34)	36 (31)

※ () 内の数値は、敷地外の最大着地濃度地域が、臭気指数 14 と等しくなるよう気体排出口における排出気体の臭気指数の許容限度を記載している。

◇ 悪臭防止法に基づく地域指定等

① 規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A 区域	北茨城市全域とする

※プロピオンアルデヒド等 10 物質は、平成 6 年 4 月 1 日から施行。(平成 6 年 3 月 10 日告示)

臭気指数による規制については、当市では導入していない。しかし、一部事業場で、公害防止協定において数値規制を行っている(規制例：敷地境界において臭気指数 14 未満)。

② 規制基準(北茨城市内は A 区域のみの設定)

規制基準 物質名	1号規制 (敷地境界)	2号規制 (排出口)	3号規制 (排水水)	備 考
アンモニア	1 ppm	注 1	—	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002 ppm	—	注 2	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	0.02 ppm	注 1	注 2	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01 ppm	—	注 2	腐ったキャベツのようなにおい
二酸化メチル	0.009 ppm	—	注 2	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005 ppm	注 1	—	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05 ppm	—	—	刺激的な青ぐさいにおい
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	注 1	—	刺激的な酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	注 1	—	刺激的な酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	注 1	—	刺激的な酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレアルデヒド	0.009 ppm	注 1	—	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレアルデヒド	0.003 ppm	注 1	—	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9 ppm	注 1	—	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3 ppm	注 1	—	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1 ppm	注 1	—	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10 ppm	注 1	—	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4 ppm	—	—	都市ガスのようなにおい
キシレン	1 ppm	注 1	—	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03 ppm	—	—	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.001 ppm	—	—	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	—	—	むれた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.001 ppm	—	—	むれた靴下のようなにおい

注 1) 2号規制は、敷地外の最大着地濃度地域が、1号規制基準値と等しくなるよう気体排出口における特定悪臭物質の流量の許容限度を定める。

注 2) 3号規制は、排水水から拡散し、大気中で拡散した特定悪臭物質の濃度が、当該地域に係る事業場敷地境界における規制基準値と等しくなるよう、排水水の特定悪臭物質の濃度の許容限度を定める。

第 8 章 地盤沈下

茨城県生活環境の保全等に関する条例では、地下水のくみ上げによる地盤沈下の防止を目的として、吐出口の断面積が 19cm²以上の揚水機を特定施設として届出をさせている。

当市においては、平成 7 年度以降届出はない。